

国官会第 25270 号  
国官技第 388 号  
国営管第 520 号  
国営計第 164 号  
国営整第 199 号  
国港総第 690 号  
国港技第 120 号  
国北予第 23 号  
令和 6 年 3 月 15 日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
大臣官房官庁営繕部整備課長  
港湾局総務課長  
港湾局技術企画課長  
北海道局予算課長  
( 公 印 省 略 )

「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」の一部改正について

工事又は業務等に係る通知等における基準額については、「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）により定めているところである。

今般、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件（令和 6 年財務省告示第 24 号）が告示されたことを受け、当該通知を下記の通り改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和4年3月30日国官会第23759号、国官技第377号、国営管第848号、国営計第214号、国営整第172号、国港総第750号、国港技第111号、国北予第75号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(別紙の1に掲げる通知等における基準額)</p> <p>1. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建設工事の調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に締結される調達契約については、8億1,000万円。</u></p> <p>(別紙の2に掲げる通知における基準額)</p> <p>2. <u>国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分に対応する額とし、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に締結される調達契約については、8,100万円。</u></p>	<p>(別紙の1に掲げる通知等における基準額)</p> <p>1. 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建設工事の調達契約の区分に対応する額とし、<u>令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に締結される調達契約については、6億8千万円。</u></p> <p>(別紙の2に掲げる通知における基準額)</p> <p>2. <u>国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額のうち、特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約の区分に対応する額とし、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に締結される調達契約については、6千8百万円。</u></p>
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>1 記1の基準額を適用する通知等</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について(平成19年4月12日付け国地契第2号、国官技第18-2号、国営計第3-4号)</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>1 記1の基準額を適用する通知等</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>・一般競争入札方式の実施について(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)</p> <p>・官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の実施について(平成6年6月21日付け建設省営管発第349号)</p> <p>・一般競争入札の実施について(平成6年6月22日付け港管第1385号)</p> <p>・工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について(平成19年4月12日付け国地契第2号、国官技第18-2号、国営計第3-4号)</p> <p>(略)</p>

- ・入札保証金の取扱いに関する試行について（平成 24 年 10 月 2 日付け国営管第 255 号）
- ・官庁営繕部所掌の工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について（令和 4 年 3 月 30 日付け事務連絡）
- ・一般競争入札方式の手続について（令和 5 年 12 月 22 日付け国港総第 521 号、国港技第 86 号）
- ・一般競争入札方式の手続について（令和 5 年 12 月 27 日付け国会公契第 22 号、国官技第 272 号、国営計第 130 号）
- ・官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の手続について（令和 5 年 12 月 27 日付け国営管第 377 号）

- ・直轄事業における復旧・復興工事のための共同企業体の当面の取扱いについて（平成 24 年 3 月 29 日付け国地契第 105 号、国官技第 368 号、国営計第 120 号、国港総第 755 号、国港技第 152 号）
- ・入札保証金の取扱いに関する試行について（平成 24 年 10 月 2 日付け国営管第 255 号）
- ・官庁営繕部所掌の工事に係る発注の見通しに関する事項の公表における工事発注規模の公表の試行について（令和 4 年 3 月 30 日付け事務連絡）